

西区ボランティア・市民活動センター運営委員会規程

(設置)

第1条 社会福祉法人大阪市西区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）定款第32条の規程に基づき、西区ボランティア・市民活動センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 運営委員会は、西区ボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）設置要綱に基づくセンターが行う事業を円滑に推進することを目的とする。

(運営委員会の構成)

第3条 運営委員会の委員（以下「運営委員」という。）は、次に掲げる活動に参加する者、もしくは事業及び業務に従事する者の中から、区社協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) ボランティア活動（個人・団体）
- (3) 市民活動（団体）
- (4) 地域福祉活動（地域）
- (5) 社会福祉施設（施設連絡会）
- (6) 中間支援団体
- (7) 企業・商店（社会貢献推進）
- (8) 区役所

(役員)

第4条 運営委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員を選出)

第5条 委員長及び副委員長は運営委員の互選で選出し、会長が委嘱する。

(役員の実務)

第6条 委員長は、委員会を代表し業務を統括する。

- 2 委員長は運営委員会を招集し、議長を務める。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(運営委員及び役員の任期)

第7条 運営委員及び役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 任期途中の欠員や増員によって選任された運営委員及び役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項は、会長が運営委員会及び理事会の意見を聞いて、別に定める。

(附則)

この規程は平成29年2月25日より施行する。